

## ○室蘭市議会議員の通称等の使用取扱要綱改正(案)

改 正 後	改 正 前
<p>(責務) 第7条 (略)</p> <p>(一般選挙後の特例)</p> <p>第8条 一般選挙後において議長が選出されていないときは、第2条から第6条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 一般選挙後において議会運営委員会が設置されていないときは、第6条の規定中「室蘭市議会委員会条例(昭和31年条例第16号)第4条の議会運営委員会」とあるのは「室蘭市議会会議規則(昭和51年規則第1号)別表の各派交渉会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(責務) 第7条 (略)</p>